

道路メンテナンス事業に対する地方負担の軽減について

【担当省庁】国土交通省

各市町村における取組

(現状)

平成25年6月の道路法の改正により、道路インフラ施設の点検が法定化され、平成26年7月1日より、5年に1度の橋梁・トンネル等の定期点検が義務化された。

(課題)

多数の道路インフラ施設を管理する自治体においては、毎年多額の費用が必要となり、財政を圧迫している。また、国の補助金の、要望額に対する内示率が近年低下しているため、事業を次年度に先送りせざるを得ない自治体も出ている。

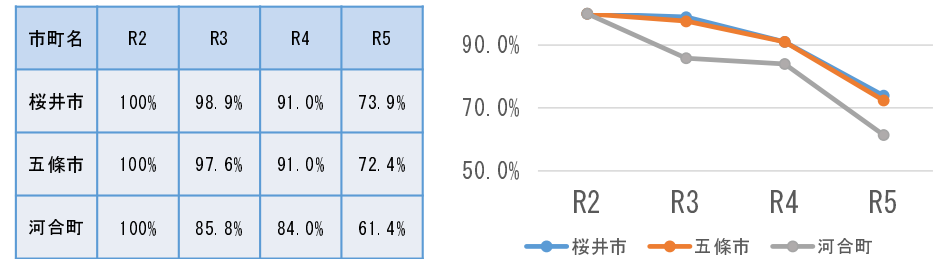
【表1 道路メンテナンス事業 令和5年度予算額】

(単位：千円)

事業名	事業内容	市町村名	必要事業費	要望ベース	内示ベース	内示割れによる市町村負担増額 (国費不足分) (A)-(B)
				国費(A)	国費(B)	
道路メンテナンス事業	橋梁点検・計画策定	桜井市	60,000	33,000	24,387	8,613
		五條市	50,000	29,700	21,948	7,752
		河合町	7,700	4,235	3,129	1,106
	橋梁長寿命化工事・設計	桜井市	40,000	22,000	16,256	5,744
		五條市	100,000	59,400	42,540	16,860
		河合町	15,000	8,250	4,537	3,713
合計	桜井市	100,000	55,000	40,643	14,357	
	五條市	150,000	89,100	64,488	24,612	
	河合町	22,700	12,485	7,666	4,819	

【表2 道路メンテナンス事業 要望額に対する内示率（令和2年度～令和5年度）】

※当初予算のみ対象



【表3 国費充当率（令和2年度～令和5年度）】

事業名	市町村名	R2	R3	R4	R5
道路メンテナンス事業	桜井市	0.5500	0.5500	0.5500	0.5500
	五條市	0.5885	0.5885	0.5885	0.5940
	河合町	0.5500	0.5500	0.5500	0.5500

国にお願いすること

財政状況や技術力等において多くの課題を抱えている地方自治体が、効率的に道路インフラの施設の管理が行えるよう、以下を要望する。

- 道路メンテナンス事業の要望額に対する補助金の安定的な交付 (表2参照)
- 道路メンテナンス事業の国費充当率の嵩上げ (表3参照)